

【よくある質問 まとめてみました】

Q 1 免許の住所は旭川で住民票も旭川です。いま札幌に住んでいますが旭川の運転免許試験場から更新のハガキが届きました。旭川の運転免許試験場で更新手続きするのでしょうか

免許更新手続きは、現在の住所地を管轄する運転免許試験場か、運転免許試験場所在地以外の警察署で受ける事が出来ます。

質問の場合は、札幌市にお住まいですので、札幌の運転免許試験場か各優良センターで、住所の変更と併せて更新の手続きをしていただくことになります。

一時的に旭川の住民票住所地に帰宅し、免許を更新される場合は旭川の運転免許試験場での更新は可能です。

(優良センター：優良講習の方のみが対象)

Q 2 更新のハガキが届きません

更新連絡のハガキは免許証の住所地に自動的に送付されておりますので、免許証住所と現住所が異なっている場合は宛先不明となり返戻されることになります。

再発行は行っておりませんが、免許の更新に葉書ハガキは不要ですので、住所が異なっている場合は、現在の住所を証明できるもの（マイナンバーカード等）を持参し、更新手続きと住所変更を同時に行ってください。

Q 3 免許の更新の時に、自分で撮った写真を使ってほしいのですが

自分で撮った写真の持ち込みは可能ですが、その日の免許交付ができません。

免許の交付は翌開庁日の午後からとなります。

写真の規格は

縦3cm 横2.4cm、無背景、無帽、6か月以内に撮影したものでありますが、全ての写真が大丈夫というわけではなく、

顔の周辺の余白不足、顔の輪郭等不明瞭、眼鏡の反射、カラーコンタクトレンズ使用等により、使用不可となる場合があります。

Q 4 更新手続きで持って行くものはなんですか

更新される運転免許証があれば更新可能です。

マイナ免許証を希望される場合は、

マイナンバーカードと署名用電子証明書の有効期限が切れていないか

マイナンバーカード作成時に設定した6桁以上の暗証番号（署名用電子証明書）について確認し、マイナンバーカードを持参してください。

※従来の免許証とマイナ免許の両方をお持ちの方は両方を持参してください。

※マイナンバーカードのICチップが破損している場合には、書込が出来ない場合があります。

高齢者講習、認知機能検査（75歳以上の方）、運転技能検査（対象になった方のみ）を受けた方は、受講場所で交付された証明書を持参してください。

Q 5 高齢者講習を受けましたが、そちらでの講習は何時からですか

高齢者講習を受けた方は、運転免許試験場での講習はありません。

平日、第1・第3日曜日に更新手続きができますが、午前8時～10時は大変混み合いますので、この時間帯を避けてお越しいただくのがよいと思います。

Q 6 自動車学校で新たに免許を取りましたが、日曜日に受付は可能ですか

日曜日は免許更新のみの受付ですので、受付は平日のみとなります。

Q 7 免許の写真を変えたいのですがどうしたらいいですか

運転免許証の再交付手続きとなります。

写真の持ち込みに関しては、上記のQ3を参考としてください。

再交付の申請には手数料が発生します。

手続きの詳細はホームページの運転免許各種手続きから「再交付申請」の欄を参考としてください。

Q 8 病気の治療で免許の更新が出来ないのですが、どうしたらいいですか

免許証の有効期限が過ぎた場合は、いかなる事情であっても免許証としての効力を失って無免許となりますが、

① 失効から6か月以内であれば、免許の申請をすることができます。

(特別新規申請といって学科試験・技能試験が免除されます。)

※事情がある場合、その証明(診断書など)があれば持参してください。

② やむを得ない事情がなく、失効から6か月以上経過した場合は仮免許の申請となり、1年以上経過してしまうと学科・技能試験を受けての免許取得となります。

③ 失効してから6か月を経過し3年以内である場合で、更新できなかったやむを得ない事情について証明できた場合、

やむを得ない事情がなくなった日から1か月以内

であれば、①の特別新規申請手続きが可能です。

【証明書の事例】

病気による場合は、更新期間が治療期間に含まれていることを証明する診断書

渡航の場合は、出入国スタンプのあるパスポートか出入国記録証明

その他の事情は、事前相談が必要ですが、その事実を証明できる書類

申請には本籍が記載された住民票が必要です。

手続きの詳細はホームページの運転免許各種手続きから「有効期限切れ申請」の欄を参考としてください。

Q 9 免許を紛失しました。再発行はどうしたらよいですか

運転免許証の再交付手続きとなります。警察署・交番に遺失届を出してください。

再交付手続きは、最大で2時間ほどかかり、持ち物として、写真と身分を証明するもの（マイナンバーカード等）が必要です

手続きの詳細はホームページの運転免許各種手続きから「再交付申請」の欄を参考としてください。

※紛失状態で運転すると免許証不携帯違反になります。